

Title	日本のテロ対策：九・一一テロ以降の変化とその要因
Sub Title	
Author	宮坂, 直史(Miyasaka, Naofumi)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	2008
Jtitle	慶應の政治学 国際政治： 慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 (2008.) ,p.277- 305
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88455213-00000011-0277

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本のテロ対策

——九・一一テロ以降の変化とその要因——

宮坂直史

はじめに

一 テロ対策の構成要素

二 変化したテロ対策

三 変化をもたらした環境

四 変化しないテロ対策

おわりに

はじめに

現代日本は、二つの国際テロ組織、日本赤軍とオウム真理教を生み出した。それらが国際社会にもたらした衝撃の大きさや、国際社会のテロ対策の流れ、そしてG7（後にG8）の一国であるという日本の立場を考えると、二〇〇一年の九・一一テロ以前の日本の取り組みがなぜ消極的で、変化への対応が極めて遅いのか、不思議でさえあった。事件の発生を受けて一時的、単発的な危機管理として対応しているにすぎなかった。日本には、歴史的にもテロ事件を「テロ」として無条件に非難しないテロリズム観が根底にあった。筆者は以前の論考で、なぜそうなるのかを日本の「戦略文化」(strategic culture) という観点に求め、とくに「平和規範」と「人権規範」から日本のテロ対応の特徴（本稿四節で再検討する）を挙げ、日本人のテロリズム観について論じたことがある¹⁾。

ところが状況は急転し、九・一一テロ以降（直後からではなく、二〇〇二年頃から）、日本はテロ対策を急速に構築し始めた²⁾。特定の省庁の特定の部課のみが細々と取り組んでいたテロ問題は政府全体の課題として扱われ、さらに地方自治体、民間機関を巻き込んで大きなテロ対策コミュニティが出来上がりつつある。

九・一一以降、日本で大きなテロ事件が発生したわけではない。大規模テロが未然防止されたわけでもない。日本を含めて東アジア地域におけるテロは非常に少ない³⁾、他の地域で活発な対テロ域内協力も東アジアでは形式的なものにとどまっている⁴⁾。海外で日本人がテロに巻き込まれる事件は複数発生しているが、それは過去にもあったし、最近になって著しく増加しているわけではない。にもかかわらず、日本のテロ対策が急激に進んだのは何故か。それは単にこの時期の日米同盟の強化という文脈だけで説明できることではない。国際テロ対策は同盟とか軍事分野を超えてはるかに多面的な領域に及んでいる。テロの脅威に直面しているからという直接的な理由だけでも説明できない。国内的そして国際的にいかなる要因が日本に変化をもたらしたのか。日本の政策や行

動を自己抑制してきた平和と人権という規範からなる「戦略文化」は後退し、新たな規範、文化の台頭によってテロ対策が進展したのか。本稿はこの問題を考察する。

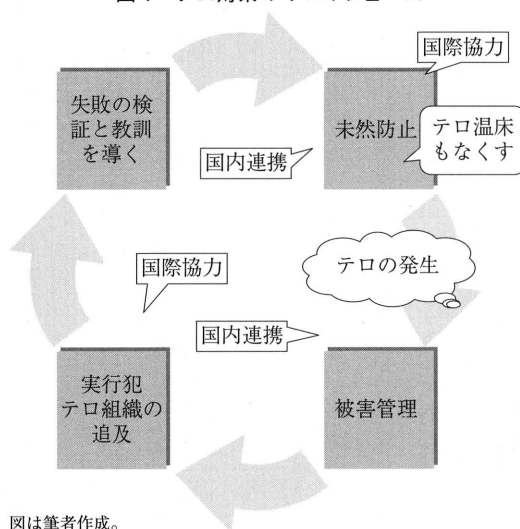
第一節では、テロ対策がいかに変化したかを詳述する前に、テロ対策とは何か、いかなる措置から構成されているのか、その全体像を提示する。第二節では、九・一一以降のテロ対策の変化（新たな動向）を整理する。そして第三節では、その変化の要因について国内、国外の双方の環境（出来事や文化）などからみる。最後に第四節では、日本のテロ対策のなかで変化していない点を考え、それを規範、文化の視点から再検討する。

一 テロ対策の構成要素

テロ対策と一言で括つても、テロの主体も手法も様々だから、その内容は複雑で多岐にわたる。あらゆる省庁が何らかの形でテロ対策に関係している。概念的には国際テロと国内テロは区別できるが、実際の対策上、両者は分けることが難しいことも多い。国内テロは警察や海上保安庁、国際テロは外務省や防衛省の所管という理解は、テロとテロ対策のグローバル化によって、必ずしも現実に沿うものではない。

しばしば、ある一つの対策——例えば出入国管理の強化とか監視カメラの設置——を取り上げて、それでテロを防げるのかと疑問が呈されることもあるが、その一つだけを実行しているのではない。国連をはじめ国際機関のテロ対策と日本のとる措置との関係性も理解しなければならぬ。また、対症療法的な措置ではなく、テロの根源からなくさなければならぬという意見も多いが、そのような措置を各国が無視しているわけでもない。ここでテロ対策の全体像として次の四つのフェーズを提示しておきたい。⁵⁾ 第一は未然防止、第二が被害管理（consequence management）、第三は実行犯の追及、第四に失敗を検証して教訓を導くことである（図1を参照）。

図1 テロ対策の4つのフェーズ



図は筆者作成。

第一のフェーズとして未然防止のためにとられる様々な措置がある。それは、陸、海、空の領域で、テロ関係のヒト、カネ、モノの流れを見つけ出し阻止したり、そのための平素からの情報収集である。テロリズムの烈度が上がるにつれて未然防止の重要性も比例して高まる。ところで、一般的には「テロを抑止する」という表現がしばしば使用されるが、この抑止を相手の特定の行為を思いとどまらせるという意味で使用するならば——国際政治での核抑止のような意味——、それをテロ対策にあてはめると、テロ行為をさせないということが目的になり、テロの準備までは許すことにもなり、それでは消極的な対策である。テロを引き起こす前に摘発することも重要なので、抑止よりも未然防止と言われる。もちろん未然防止とは言われる。もちろん未然防止には、テロリストに対する攻勢的アプローチ、重要施設の防衛だけでなく、テロの温床と目されるような社会の改革——日本の場合は国内に温床があるというのではなく、対外的な支援の領域になる——も含まれる。

第二のフェーズは被害管理である。それはテロの発生直後に被害を最小化する措置である。そのために、初動対処機関（事件発生地の警察、消防、自治体、医療機関、そして自衛隊、海上保安庁など）がいかに迅速に行動できるか、互いに連携し効率的に行動できるか、そしてメディアに状況をいかに説明するかが鍵となる。この前段階として未然防止に最善を尽くしたとしても、テロを一〇〇%防ぐのは理論的にも実際的にも困難である。テロは既成の団体構成員のみによって行われるのではないし、「テロの世界」には

常に新規参入があり、およそテロを行いそうな者すべてを監視することは不可能である。だから被害管理の準備も未然防止と等しく重要になる。

被害管理は発生直後の救援活動が主であるから、それ自体は政治的な争点にはなりにくい。自然災害対処と同じだと考える向きもある。「国民保護計画」(後述)で「避難」という概念が用いられるのも防災の発想をそのまま適用しているからである。確かに、地震、津波、河川の氾濫、火山噴火など自然災害に避難はつきものだが、人為的に引き起こされる災害の場合は避難しない方がよい場合も少なくない。住民避難よりも犯人を一刻も早く捕まえないければならないので、それが救援と同時並行的に行われる。ともすれば所在のわからない、相手の意図や出方の読めない「敵」に立ち向かうわけだから自然災害とは異なる。

そこで、三番目のフェーズとして、テロを実行したテロリストを追及し、最終的には処罰することがある。逮捕、起訴するにあたって身柄が外国にあれば引渡しを求める。さらに、実行犯が特定の組織のメンバーであれば、その組織に対していかなる制裁を施すのか、という点も問われる。もし、そのテロ行為を特定国家が支援していることが判明すれば、その国に対しての制裁も考えなければならぬ。実行犯の追及とはこのような広がりとりスクを伴うものである。

最後のフェーズは、なぜテロを未然防止できなかったのか、その失敗をさまざまな角度から検証し、今後の対策に役立てるための教訓を引き出すということである。これは公的報告書の形で世に投げかける。典型例では米国の九・一一委員会の活動がそれにあたる。

これら四つのフェーズは図1で示したように、循環しながら相互に関係するものと捉えることができる。理想的には、どのフェーズにも過不足なく取り組む体制が構築されていることであろう。

二 変化したテロ対策

それでは、フェーズごとに九・一一テロ後の日本の顕著な変化を取りまとめる。

1 未然防止

未然防止は大きな進展を遂げた。九・一一テロ以前に未然防止に相当する措置は、特定施設・人物の警備や、過激派や右翼の監視などスポット的で警察中心に行われるものであった。それが、九・一一テロからしばらくして、普遍的、包括的そして計画的な未然防止措置が導入された。そこに至る決定的な契機となったのはリオネル・デュモンの一件であった。二〇〇四年五月に一斉に報道されたが、デュモンは国際指名手配犯であり、かつ国連のアルカイダ・タリバン制裁リストに名を掲載されていた。彼は複数回にわたって出入国を繰り返し、在日中は新潟市内に居住していた。二〇〇三年一二月にドイツで逮捕されたが、それまで日本の当局は彼の出入国の事実さえも把握していなかった。この「デュモン・ショック」とでもいえる事案は、政府の危機意識を高め、出入国管理を含め早急な対策構築に向かわせた。その結果が、『テロの未然防止に関する行動計画』（二〇〇四年一二月一〇日、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部）であった。未然防止という概念自体もこの『行動計画』以前には明確には用いられなかった。

『行動計画』は、表1に記したように一六項目にわたって速やかに講ずべき措置が明記された。しかもそれぞれが、〇五年度中、〇六年度中というように目標期限が定められた。そして策定から三年以上経過し（二〇〇八年現在）、今日では、そのほとんどに対して、法改正やその他の方法をもって実施あるいは実行可能な体制を作りに上げた（表1の各項目の矢印括弧内）。中には当初考えられていた措置よりも弱い規制に留まるものもある。そ

表1 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部『テロの未然防止に関する行動計画』とその後の実施状況（括弧内）

今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策 16項目	
①	入国審査時及び査証申請時における指紋採取等による入国審査の強化（→出入国管理法改正によって導入済み）
②	テロリストに対する入国規制（→出入国管理法改正によって導入済み）
③	航空機及び船舶の長による乗員乗客名簿の事前提出の義務化（→出入国管理法改正による。APIS = 事前旅客情報システムの導入）
④	ICPO（国際刑事警察機構）の紛失盗難旅券データベースの活用によるテロリストの入国阻止（→08年現在、ただ一つ未実施。データベース活用のための機材調達は08年度中）
⑤	航空会社等に対する乗客の旅券確認の義務付け（→出入国管理法改正による）
⑥	文書鑑識指導者派遣等による諸外国の文書鑑識能力向上の支援（→派遣実績あり）
⑦	旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等（→改正旅館業法施行規則）
⑧	生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の管理体制の強化（→感染症予防法改正、ただし実験室の基準整備のために猶予期間あり）
⑨	爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化（→業界への通達）
⑩	爆発物等を輸入禁制品にすることによる輸入管理の強化（→関税率法改正）
⑪	FATF（金融活動作業部会）勧告の完全実施に向けた取り組み（→犯罪収益移転防止法制定）
⑫	情勢緊迫時における外国人宿泊客等の警備強化（現行法内で実施。爆発物探知器設置などで対応）
⑬	空港および原子力関連施設に対するテロ対策の強化（→従業員の制限区域内等への出入り厳格化、爆発物持込を阻止する物理的保安検査）
⑭	核物質防護対策の強化（→原子炉規制法改正）
⑮	スカイ・マーシャルの導入によるハイジャック対策強化（→運用開始）
⑯	関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等
今後検討を継続すべきテロの未然防止対策 3項目	
①	テロの未然防止対策に係る基本方針等に関する法制（→未実現）
②	テロリスト及びテロ団体の指定制度（→未実現）
③	テロリスト等の資産凍結の強化（特に国内居住者間における取引→未実現）

うだとしても、このような日常的に実施する措置の計画はかつてなかったのである。特に、外国人の入国や、CBRN（化学・生物・放射線・核）テロ対応での新規の措置が目立つ。

その多くの措置は関係業界の協力があつて初めて有効になる。たとえば、表1の中の③の措置は、航空機および船舶の長による乗員乗客名簿の事前提出の義務化とあるが、それを実施するのは航空会社、船会社に他ならない。同様に⑤は航空会社、⑦は旅館業者等、⑧は病原体を扱う研究機関、医療業界、⑨は爆薬の原料になりうる物質を扱う薬局等販売店、⑪は金融、不動産、宝石店をはじめとする多数の業界、⑫と⑬は、重要施設管理者、空港会社、原子力事業所、⑭も原子力事業者などがそうである。これらのうち⑨は業界への通達であり、法改正や罰

則を伴うものではない。

ところで、『行動計画』以外にも恒久的な未然防止措置が各分野で導入されている。それはきわめて多く、説明なしに個々の措置を列挙するだけでも本稿の紙幅を超えてしまう。一つだけ挙げるるとすれば、海上・港湾でのテロ対策が一変した。「海上における人命の安全のための国際条約」（SOLAS）改正にもなっており、「国際航海船舶および国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」が二〇〇四年に制定された。これで警備、保安措置が厳しくなったことに加えて、SOLASとは別に、大量破壊兵器の密輸阻止を目的とした措置（貨物の物理的なチェック）や、危険物への警戒などがある。

2 被害管理

既に述べたように、被害管理は発生したテロに対して物理的、心理的な被害を最小化するために行われる措置の総体である。これは九・一一テロ後に大きく取り組みがすすんだ。

まず、国民保護法の成立と「国民保護計画」に基づいて訓練が全国的に実施されている点は全く新たな進展になる。国民保護法とは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」であり、二〇〇四年六月に成立した。これは、国民の生命、財産、身体を保護し、国民生活に及ぼす影響を最小にするために、国と地方公共団体等の責務として、住民の避難や救援、災害対処措置を規定したものである。同法に基づいて、後に「国民の保護に関する基本指針」が定められ（二〇〇五年三月二五日閣議決定）、その第二章では、想定される「武力攻撃事態」が四つに類型化されている（①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃）。これはつまり国家主体による攻撃もしくは戦争行為に相当する。もう一つは、第五章の「緊急対処事態」である。「緊急対処事態」とは「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生し

た事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とされ、要は不特定多数に被害が及ぶテロ（非国家主体であるテロリストによる行為）である。被害規模をどこで区切るかは不明だが、例えばターミナル駅で単発の爆弾テロがあつて数人の死者が出た場合、それを「緊急対処事態」とは認定しないのではないだろうか。BCテロならば被害者が少なくても事態認定されるのか、それも不明である。

そして国民保護法に基づき、指定行政機関（国の省庁）、指定公共機関（電気やガス、交通や輸送、電気通信、放送の各事業者、日本銀行、日本赤十字、災害研究機関など）、すべての都道府県は二〇〇五年度にそれぞれ「国民保護計画」を策定した⁶⁾。また二〇〇六年度には全国大多數の市区町村も「国民保護計画」の策定を完了した。「国民保護計画」とは、例えば自治体が策定する場合、その自治体の地理や人口動態、輸送網、施設などが概観される上で、自治体の危機管理の体制など平素からの備えが記され、国民保護事態が生じた際に行う警報、避難、救援、復旧、そして関係機関との連携などがマニュアル的に記載されたものである。全体的な構成、内容については消防庁のモデルプランがあるので、一見どの自治体の「国民保護計画」も近似している。とはいえ、それぞれの事情を反映している。原子力発電所や空港、交通の要衝を抱えていればその防護に着目するし、臨海域や都市、山間部、島嶼の自治体でそれぞれ意識する危機事案も異なってくるであろうし、そもそも初動対処の体制や避難先などは自治体によって当然に違う。全体の頁数も均一ではないが、およそ一〇〇ページ超である（他方、指定行政機関や指定公共機関の「国民保護計画」の中には一〇ページに満たないものもある）。

さて、こうして策定された「国民保護計画」は、あくまでもマニュアルである。マニュアルがなければ、いざというときに手探りで混乱するであろうことは想像できるが、マニュアルさえあれば準備万端というわけでも勿論ない。国民保護法第四二条では、指定行政機関の長等が国民保護の訓練を行うよう努めなければならぬと明記されている。そこで、いまや日本全国で国民保護の訓練が行われている。

訓練はその実施場所によって二種類ある。一つは、想定した被害発生現場での救援活動や災害対処、付近住民の避難誘導などを屋外で実施する「実動訓練」、もう一つは、県庁や市役所の屋内の会議場に対策本部などを設置し、その運営や連絡調整、指示、広報（記者会見など）のための情報収集と意思決定に重きをおく「図上訓練」である。

また、シナリオをプレーヤーに事前に知らせておいて手順を確認するものと、シナリオをプレーヤーには一切伏せておき、本番でコントローラーから分刻みに付与される状況に対処する「状況付与型」の訓練がある。

訓練の主体としては、内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付と都道府県が共同で行うものと、自治体が単独で企画し行うものがある。どちらの場合も、国や県庁あるいは市役所等の職員だけが参加するのではなく、警察、消防、自衛隊、あるいは海上保安庁など関係各機関からの参加も常態となっている。

前者の、国と都道府県の共同訓練は、二〇〇五年度に二回、〇六年度に一回、〇七年度に一五回の計二八回実施されており、そのうち「実動訓練」は九回、「図上訓練」が一九回と後者の方が多い。その理由はいくつか考えられるであろう。そもそも警察や消防、自衛隊にとって訓練は日常業務である。それに対して自治体職員にとって国民保護の事態では屋内（庁舎内）での対応に追われることが想定できる。だから「図上訓練」は不可欠である。それに屋内であれば、訓練視察者への対応も天候に左右されないのが都合がよい。そして、二〇〇八年度は秋以降に一八回の訓練が予定されている。⁽⁸⁾ 他方で、国（内閣官房）が関与せずに、自治体単独で企画する訓練も行われてきた。⁽⁹⁾

国民保護は前述したとおり「武力攻撃事態」と「緊急対処事態」を想定している。法律の制定プロセスを振り返ると、法案提出以前からの有事法制整備の流れがあったので、当初は「武力攻撃事態」だけが盛り込まれていた。だが、テロへの懸念が増す中で、国民保護法案に関する都道府県知事との意見交換会では、大規模テロなど

の緊急事態にも国民保護法制を適用できるようにすべきだとの意見も出された。そこで、法律案要綱（二〇〇四年二月二四日の国民保護法制整備本部第四回会議）の中で「緊急対処事態」が盛り込まれ、それに対処するための措置が規定された。テロ対処は後から追加されたのである。

だがそうであっても、国と府県の共同訓練の内容は、「武力攻撃事態」を想定したものは少なく、ほとんどが「緊急対処事態」つまりテロである。このような訓練のシナリオ想定は、自治体サイドの希望も反映されるのだが、何を懸念しているかをよく示しているといえよう。自治体単独企画の訓練には武力攻撃事態を想定したものもあるが、やはりテロ想定の方が多い。

3 実行犯の追及

テロ対処が自然災害対処と最も異なる点がここにある。実行犯の追及とは狭義には、訴追する、あるいは外国の例にみられるように殺害することである。広義には、その個人がもしテロ組織に所属しているのであればその組織にどう制裁を加えるのか、さらにはそのテロ行為を国家が支援していることが判明すればその国にどう立ち向かうのか、という点も問われる。国内での追及の手法については変化はないであろう。しかし、海外で邦人が巻き込まれた事件への対応という点では、九・一一後に変化をみてとれる。

二〇〇四年四月の警察法の一部改正は国際テロリズム対策を強化するためでもあった。特に、警察の専門チーム（鑑識、爆破物処理、DNA鑑定など）を国際テロリズム緊急展開班TRT-2（国際テロリズム緊急展開班として九八年から設置していたものを国外での邦人被害事件に対応するために改組）として現地に派遣する。そして外国治安機関との情報交換や事件捜査の支援を行う。

また、海外で被害にあった邦人の居住地を管轄する都道府県警察に対して、警察庁が捜査の指示などを出せる

ようになった。九・一一テロ以降も海外で邦人が巻き込まれる事件が絶えないが、このような取り組みで犯人の検挙につながったものがあるか判断しにくいものの、国が積極的に取り組もうとする意図は明らかである。

また、国内での治安出動について、「治安出動の際における治安の維持に関する現地協定」に基づいて、二〇〇二年五月から陸上自衛隊と警察共同の図上訓練が、二〇〇五年一〇月からは実動訓練が、すべての都道府県で行われた。治安出動は未然防止の性質もあるが、実行犯の追及という側面もある。

九・一一テロ後に、日本が真っ先に取り組んだ措置の一つがテロ対策特別措置法の制定と自衛隊のインド洋への派遣であった。これは他国艦隊の海上阻止行動を支援するための作戦である。特定のテロリストやテロ組織だけを対象にした海上阻止行動ではないが、これをあえて分類すれば、この実行犯の追及の支援になるであろう。

4 失敗の検証と教訓

日本では米国の「九・一一委員会」のように法的に権限を与えられた第三者機関が特定の事件を背景や経緯まで徹底的に調査して、政権に新政策を勧告するような作業は過去に行われていない。九・一一テロ後、日本では大規模テロが発生していないし、海外でも日本権益を標的にしたテロは発生していないので、相変わらず第三者の調査委員会が活動した例がない。民主主義国家のテロ対策には不可欠な制度だと思ふのだが、現時点で検証の必要性が議論されることはほとんどなく、またそのような検証は特定人物の責任追及になってしまうと勘ぐられることもある。情報公開の壁もある。今後、大規模テロが万一発生したとしても、今の日本の風土では、第三者機関による検証が行われる可能性は少ないであろう。

三 変化をもたらした環境

前節でみてきたように九・一一テロ以降、少なくとも未然防止、被害管理などについては表面的に大きな変化が認められるし、実行犯の追及に関しても新たな措置が見られる。本節では、このような変化を促した諸要因について考えてみたい。それらは表2に纏めたように、「テロ環境」（テロの増減や国際社会のテロ対策など）と「テロの周辺環境」（本来はテロ問題ではないがテロが意識される領域）に、さらに国内の出来事によつてテロ対策が進む「内在的要因」と、海外での出来事に対応することでテロ対策が進む「外在的要因」に分けられるであろう。

1 国内のテロ環境

まずは、テロ環境のうち内在的要因をみていきたい。テロ対策の進展に最も直接的に影響をもたらすのがこの領域だと推測できるのだが、何よりも日本は世界的に比較すればテロが非常に少ない。近隣諸国を含めて東アジア全体が少ない。皆無ではないものの、九・一一以降、日本国内でのテロは日本人の右翼や左翼が日本人に危害を加えるテロがほとんどであり（例えば、二〇〇二年一〇月の民主党石井紘基衆院議員刺殺事件、「建国義勇軍」を名乗った「刀剣友の会」メンバーによる二〇回以上もの銃撃事件や脅迫状送付、伊藤一長・長崎市長の射殺事件、左翼過激派の内ゲバなど）、このような伝統的な形態のテロは九・一一前と比べて目新しいことではない。

また、オウム真理教（現「アールフ」と「ひかりの輪」）が懸念団体であることも九・一一前から変わっていない。二〇〇六年一月に団体規制法による観察処分等の三年間更新が決定された。その一方で、国際テロ組織がセルを有していたことが明るみに出たわけでもない。大きなテロ事件が日本で企てられていて、その実施を未然防止できずという事例もない。言い換えれば、テロが実態としてほとんど見えないのが日本であり、それにもかかわらず

表2 日本のテロ対策を促進させたファクター

	内在的要因	外在的要因
テロ環境	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模イベント警備 <ul style="list-style-type: none"> — FIFA ワールドカップ — G8 洞爺湖サミット 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模テロの頻発 ・国際社会のテロ対策進展 ・イラク戦争 <ul style="list-style-type: none"> — 日本への警告声明 — 邦人人質
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理 ・官邸リーダーシップ ・「安全・安心文化」 <ul style="list-style-type: none"> — 科学技術の参入 	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮の拉致問題 ・大量破壊兵器拡散 ・国際組織犯罪 ・感染症

テロ対策が進んだのであるから他のファクターが影響したに他ならない。『テロの未然防止に関する行動計画』については直接的には、リオネル・デュモンの出入国が引き金になったことは既に述べた。ここではイベントの効果のみをみてみたい。

九・一一後、大規模な国際的イベントが日本国内で開催されてきた。これらに対する国家の威信をかけた警備の強化がテロ対策に影響を与えた。まず、FIFA ワールドカップである。この視聴率的に世界最大のスポーツイベントは二〇〇二年五月末から六月にかけて韓国と日本で開催された。日本では全国一〇会場で行われた。このとき、バイオテロが警戒されたことと、医療機関を含めて初動対応機関が連携した。このような動きが顕著になったのは新たな動向である。バイオテロへの警戒は、前年秋の米国炭疽菌手紙テロ事件と、それに続く天然痘テロへの国際的な懸念の高まり、日本国内での二〇〇〇件を超える炭疽菌テロの模倣騒ぎが影響したのは間違いない。

その後、大規模な国際的イベントとしては「二〇〇五年日本国際博覧会」（通称愛知万博）が開催された。ここでは当初、ペットボトルを含めて飲食物が持ち込み禁止とされた。また、愛知県警は関係機関と合同で期間中に万博会場内で、対テロ図上訓練と対テロ教養講義を実施した。⁽¹⁰⁾ 愛知万博は、開催期間（六カ月）も累計入場者数（二二〇〇万人）も、FIFA ワールドカップ（一カ月間、総入場者数二七〇万人）を大きく上回ったものの、開催場所が愛知県内三自治体に限られたので、全国的なテロ警戒ということにはならなかった。

全国レベルでのテロ対策となると、二〇〇八年の北海道・洞爺湖サミットのほうが推進力となった。首脳会合は七月の洞爺湖だけだが、四月以降、全国各都市でG8大臣会合が開催された。サミット関連の訓練は、多機関によって数カ月間も連日のように全国的に行われた。⁽¹⁾警備関係者は二つの最悪事態を怖れていた。一つは二〇〇七年のハイリゲンダム・サミットでみられた暴徒化であり、もう一つは二〇〇五年の英国グレンイーグルス・サミット開催中のロンドン同時テロである。洞爺湖サミットでは、BCテロや航空機ハイジャック、交通機関の爆破などを想定した対策をとった。

以上のような大規模な国際イベントは、政府、自治体、関係機関の間でテロの未然防止と被害管理の双方の意識を持続的に高めることに作用している。

2 海外のテロ環境と日本の対応

次に、海外のテロ環境で日本のテロ対策に影響を与えた要素についてあげてみたい。それらは大規模テロの発生、対日脅迫、イラク戦争、そして国際社会のテロ対策の進展である。

大規模テロは九・一一後も多数発生した。日本政府の反応という点で転機になったのは二〇〇二年一月二三日に発生したモスクワ・ドゥブロフカ劇場占拠事件である。事件発生直後に政府はテロ行為を無条件で非難する声明を出した。少し前の同月一二日に発生したインドネシア・バリ島爆弾テロ事件では、政府は迅速かつ明確にテロを非難する声明を出さなかった。⁽²⁾劇場占拠事件までは、九・一一テロの時も含めて、海外での事件直後にテロを強く非難するような声明を出しことがなかった。この事件で一転して日本は決然たるメッセージを発して主要国と共同歩調をとる決意を示したのである。

国連そして国際機関はこの間、次々にテロ対策を決定していくのだが、日本は選択の余地もなくこの動きに乗

らないわけにはいかなかった。特に国連のテロ対策は安全保障理事会が、単に一つの事件や一カ国に対して制裁を科すというような対応ではなくなった。より普遍的な「法律」をつくり、それを各国に日常的に「施行」させるという、いわば安保理の「立法化」、「行政化」という変質が起きた¹⁵。日本は常任理事国入りを外交目標に掲げて運動をしていただけに、国連のテロ対策に消極的対応でよいはずがなかった。積極的に応えるのであれば、必然的に、テロ対策を積み重ねることになる。

また、日本のテロ対策促進の外在的要因としてイラク戦争とそれに関連する出来事ははずせない。二〇〇三年三月の開戦直前と直後に各省庁の動きが活発になり、国内テロ対策から海外での邦人保護まで政府は総合的なテロ警戒策、対処策の強化を打ち出した（三月二〇日「イラク問題に関する対処方針」閣議決定）。二〇〇三年五月に大規模戦闘の終結宣言が出され、占領統治が始まると、自衛隊のイラク派遣に向けた動きが始まる。それと並行して海外から日本名指しの脅迫声明がたびたび発出された（日本だけが名指しされたわけではない）。それは、二〇〇三年一〇月から二〇〇四年一〇月の間に集中し、主要メディアが報じたもので九本あり、うち二本は「東京の中心部」でのテロと述べている¹⁶。個々の声明を日本の当局が発信者の実体を含めてどの程度分析したのか、それは不明である。ただ言えるのは、これら声明文の日本脅迫の部分だけがマスコミで繰り返し取り上げられたことと国民の間にテロに対する不安が増したことで、そして政府の文書（一般向けの広報も含む）や高官の発言でも何度も言及されたことで、政府内でもテロへの警戒が持続されたことである。

この時期、二〇〇四年三月二日に発生したスペイン・マドリード列車同時爆破テロ事件では大量の犠牲者（死者一九一人、負傷者一八〇〇人程度）が出た。イラク派兵絡みのテロだと解釈されたので、日本政府にも多大な衝撃を与えた。都心では警視庁が主要駅での警備を強化し、その間、自称アルカイダ傘下の「アブハスル・アルマシリ軍団」が昨秋に続いて日本名指しの攻撃警告を発した。この事件を真似て国内で多数の爆破予告のいたずら

があり（一カ月間に約九〇件⁽¹⁵⁾）、警察にとつて現場の封鎖や爆発物捜索などで出動するのが日常的な光景とさええな
った。

イラクでは二〇〇三年一月以降、邦人が巻き込まれたテロが六件発生した。そのうち、殺害された外交官、ジャーナリスト、そして外国民間警備会社員以外の、「仕事」で行ったとは思われていない者が人質（うち一人は斬首された）になった際に、いわゆる「自己責任論」という冷ややかな反応が起きた。最初の人質事件（二〇〇四年四月）の際の人質の家族や支援者の言動が反発を招いたのも一因だが、それよりも、日本人が世界にはテロに満ち溢れている国があるという危険意識を内面化したことが大きい。イラク以前にもそういう国は存在したが——たびたび邦人が誘拐されるコロンビアはその一例である——、イラクとは報道量も比較にならないほど少なく、政策アジェンダにもなっていないなかったため、日本に住む無関係の者までが、外国のテロを実体として強く意識していなかった。それがイラクで変わったのである。「自己責任論」の噴出には、日本人が海外のテロを当然視するようになり、世界を見る目の一部が変わったことが根底にある。

以上、国内外のテロ環境についてみてきた。九・一一後は欧米諸国に比べると日本国内に国際テロがないという点だけみるとテロ対策の必要性を思い至らないが、それ以外の要素によってテロ対策が進展した。

3 テロの周辺環境——国際問題——

次に「テロの周辺環境」（本来はテロ問題ではないが、テロが意識される領域）が日本のテロ対策の促進といかなる関係がありそうか見てみたい。まず、拉致問題である。北朝鮮による日本人拉致は一九七〇年代後半以降のことであるが、捜査と外交の領域に巨大な国民的感情が移入されたのは九・一一後である。「家族会」と「救う会」はアメリカに北朝鮮の拉致をテロと認めさせる戦術に打って出て、それをもって日本政府を動かす梃子とした。

日本でも「テロとのたたかい」を掲げている以上は、拉致をテロとみなす雰囲気には逆らえる状況ではなかった。

二〇〇三年三月に川口外相が「普通の人の感覚で言えばテロの一環ではないか」（と同情しながらも、法的な認定は難しいと述べ）、六月には衆院本会議で小泉首相は「普通にはテロといえる」と述べた。大多数の国会議員も、定義の重要性など考えもせずに、ただ漠然と拉致はテロとの見方を共有した。米国と違って日本にはテロの法定定義も支援国家や組織の指定制度も存在しないのだが、定義づけの努力を棚上げして雰囲気迎合していたにすぎない。このような曖昧なテロ概念であるから、人によってテロ対策の意味するものが違ってくる。ただ、拉致問題がある以上は、テロ対策をしなければならぬという考えが無意識的にも伴ってくる。非国家主体のテロを念頭においている者と北朝鮮の拉致をテロだと考える者は同床異夢かもしれないが、拉致問題は少なくともテロやテロ対策の重要性を常に思い起こさせるので、日本人にとってテロを実感させるように働いているのである。

また、大量破壊兵器の拡散は国際安全保障においてテロと並んで最も重要な問題領域の一つである。並んできるといっても両者が結合されて、「大量破壊兵器がテロリストの手にわたったら」という懸念や問題設定が広く国際社会に存在している。国連やその他の国際機関、地域機構のテロ対策にもこの問題を防止する政策や、対処するための能力向上が必ず含まれている。核兵器や核物質のさまざまな管理、生物兵器・バイオテロに使用できる危険な病原体の管理、闇市場や違法な輸出の摘発があるたびにテロが想起される。日本における空港湾でのセキュリティ強化や、輸出管理などは大量破壊兵器テロ問題を意識せずにはできない。

さらに、国際組織犯罪は、越境犯罪としてテロと並んで大きな問題になっている。日本の場合は、テロ資金対策の国際標準ともなっているFATF（金融活動作業部会）勧告の実施が遅れており、犯罪収益の資金洗浄防止策が十分ではなかった。二〇〇七年三月に犯罪収益移転防止を制定し、段階的に施行してきたが、この問題はテロ資金問題とも無関係している。

加えて感染症の問題がある。九・一一後の日本との関係でいえば、二〇〇三年五月にSARS（重症急性呼吸器症候群）に感染していた台湾人医師が関西旅行をして、その観光ルートに沿って騒ぎが起きた。その時のSARS対応は、リスク・コミュニケーションそしてバイオテロ対策の研究において格好の事例として扱われている。幸い日本では感染の広がりもなかったが、結局、二〇〇二年秋から翌夏にかけて世界で七七〇余名の死亡者が出た。一〇%近い致死率と極めて重い症状、感染の伝播力はアジア・太平洋諸国にとつて大変な脅威となった。ウイルスは撲滅されていないので再興が懸念されている。感染症対策はバイオテロ対策と重なって、日本でもさまざまな研究会が開催されている。このような場で、感染症やウイルス学の専門家がバイオテロのことを論じるようになったし、テロの研究者は再興・新興感染症の動向に気をつけなければならなくなった。

このように、テロそのものではないが、問題に取り組むことがテロを想起させる、あるいはテロと関係して扱われるような問題領域が少なくない。

4 「安全・安心文化」

最後に、テロの周辺環境のうち、テロ対策を促進させる内在的要因について考えてみたい。一九九〇年代半ば以降、官邸のリーダーシップや危機管理のあり方が問われてきた。官房副長官のもとに内閣危機管理監が設けられ、さらに内閣安全保障危機管理室が、その後内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付に改称され危機管理行政を掌握してきた。テロ対策を個々の省庁が別々に取り組むのではなく、省庁を横断した体制が必要であるとの認識が広がった。ただ、九〇年代に恒常的なテロ対策は構築されなかった。

二一世紀に入ると制度だけでなく、新たな文化がテロ対策を推進させたとも言えよう。それを「安全・安心文化」と呼んでおきたい。「安全」も「安心」も標語として様々な分野・業界で使われてきた。しかし近年、「安全・

安心」とセットで使われるようになった。この二つの概念の違いは、あらゆる分野の研究者、そしてこの用語を使う政府・自治体によって説明されてきたが、それでも異なるものを二つ並べるのは、標語としての語呂の良さ、善の価値をダメ押し的に並べたいのであろうか。食品、感染症、医療、インターネット、建築、化学産業、原子力、交通機関など極めて広い分野でこの用語が使用されている。「安全・安心まちづくり」は防災や防犯、高齢者対応、保健福祉まで含めて今や全国の自治体が有するコンセプトである。

「安全・安心」はおそらく最初は行政主導で普及したと思われる。都市計画の分野で「安全・安心」が最初に使用されたのは平成六年版の『建設白書』であり、平成七年一月の阪神淡路大震災を経て「安全・安心」概念が定着し、経済企画庁の『国民生活白書』では平成八年版では「安全・安心」が副題に付けられた。⁽¹⁶⁾

ただテロ対策のコミュニケーションが拡大するのはやはり九・一一テロ以降のことであり、とりわけ科学技術の分野で「安全・安心」が使われ始めてからである。⁽¹⁷⁾ 第二期科学技術基本計画(二〇〇一年三月三〇日閣議決定)によると、科学技術政策の基本的な方向として目指すべき国の姿に三つの柱を掲げている。その一つが「安全・安心で質の高い生活のできる国」である。ただし、ここではまだテロには言及されていない。文部科学省は二〇〇三年から「安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会」を開催し、二〇〇四年四月に最終報告書が出された。そこでは安全・安心を脅かす要因が大きく一一に分類され、「犯罪・テロ」がその筆頭である。そして、テロのような人為的な脅威の領域で新たに取り組むべき重点課題として、「危険物・有害物質検知のための研究開発」、「不審者・不審物の検知・追跡システムの研究開発」、「被害予測シミュレーションに係る研究」などが挙げられた。⁽¹⁸⁾ これらは、未然防止や被害管理を効果的に行うために不可欠な研究である。

次いで、第三期科学技術基本計画(二〇〇六年三月二八日閣議決定)では、三つの理念の一つに安全・安心が据えられた。そこにはテロや犯罪も含められている点で第二期基本計画(二〇〇一年)と異なる。この第三期基本

計画を受けて、同年六月、総合科学技術会議「安全に資する科学技術推進プロジェクトチーム」が戦略を取りまとめた。ここでも推進すべき七つの分野の一つとしてテロリズムが挙げられたのである。

こうしてテロ対策における科学技術の応用についてはさまざまな大学研究室、研究機関、民間企業に対して予算がついて研究が推進されるようになった。このプロセスで自然科学の研究者と社会科学の研究者がさまざまな会合において同席するようになった。テロ対策のコミュニケーションはかつてなかったほどに拡大したのである。

「安全・安心」概念がたとえ行政主導で使用されたとしても、それが国民に浸透するようになったのは国民の側にそれを受容するだけの不安感があったわけである。二〇〇四年六月に調査実施された内閣府の「安全・安心に関する特別世論調査」によると、「今日の日本は安全・安心な国か」に「そう思わない」の五五・九%が「そう思う」の三九・一%を大きく上回った。その理由の上位四番目に「テロ行為、国際情勢で平和が脅かされている」(五一・四%)があった。また、二〇〇五年五月実施の内閣府の「科学技術に関する特別世論調査」では「科学技術への支援にあたり重視すべき点」という問いに「環境の保全」のため(五三・八%)に次いで二番目に「安全な環境(防災、防犯、食の安全など)の実現」(四五・八%)があがった。

内閣府が行っている定期的な「社会意識に関する世論調査」をみてみると、国に対する意識の中で「悪い方向に向かっている」分野として、「治安」をあげるものが二〇〇二年調査以降、毎回三〇〜四〇%台で推移しており、しかも「治安」が一位(平成一七年、一八年)だったこともある。九〇年代後半の調査をみると、「治安」は「悪い方向に向かっている」であげる人も少なくなかったが、「良い方向に向かっている」で「治安」をあげる回答の方が各年とも上回っていた。¹⁹⁾

また、世界経済フォーラムの年次総会(ダボス会議)の開催にあわせて実施された「安全と経済的繁栄に関する国際世論調査」(二〇〇三年一月〜二月調査、世界五一カ国、ギャラップ・インターナショナル社実施)の結果

は興味深い。「一〇年前より安全でなくなった」に対して、日本人は八六%もそうだとしており、北米の五四%、西欧の五八%を大きく上回った。「次の世代は今より安全でない世界で暮らすと思う」という問いに、やはり北米（四七%）や西欧（六四%）の人々を、日本人の回答（六八%）が上回っていた。²⁰ただし、ここで日本人の考える安全の欠如は、テロの問題とは限らなかつたであろう。

テロに対する不安が直接表れているものとしては、警視庁警備心理学調査研究会による都内住民二八〇〇人、都内所在の事業者二二〇〇人を対象にした調査がある。住民も事業者も八割以上が国内でテロが発生すると回答し、その形態として「生物剤や化学剤を使用したテロ」を住民五〇%、事業者五八%が挙げている。²¹

いずれにせよ、「安全・安心」概念が社会の広範囲の領域にわたって使用され、国民意識に浸透し、「安全・安心」と名のつく政策は否定しようもなく、そのため研究開発のニーズが高まり、研究サイドのシーズが掘り起こされている。テロ対策もこのような「安全・安心文化」の中に居場所を与えられたのである。日本のテロ対策促進の根底にはこの文化があるといえよう。

四 変化しないテロ対策

前節までは日本のテロ対策の変化した側面をみてきた。筆者は以前に日本のテロ対策の特徴を戦略文化の視点から分析したことがある。ただそれらは、『テロの未然防止に関する行動計画』（二〇〇四年二月）や、国民保護法（二〇〇四年九月施行）とその後の全国的な対テロ訓練という展開以前に書いたものであった。その時は、国際社会でのテロ対策が活発になる一九七〇年代から二〇〇二年頃までの状況を念頭において、日本の特徴として以下の五点を挙げた。²²

- ① 原則なきテロ対策
- ② テロリスト・テロ集団との対決回避
- ③ 力の行使の抑制
- ④ 被害管理の重視
- ⑤ 国際的な取り組みの遅さ

これらがどのように変わったのか否かについて、個々に評価していきたい。

まず①については、最近になって個々の関係機関が原則もしくはそれに準じる行動準則を掲げているところもある。しかし、国家としての原則がないのは変わらない。小泉内閣のときに首相が再三言明した「テロには屈しない」は原則というよりも姿勢であろう。『テロの未然防止に関する行動計画』（表1）の中で「今後検討を継続すべきテロの未然防止対策」三項目が実施されていない。その一番目が「テロの未然防止対策に係る基本方針等に関する法制」である。このような基本方針法制が策定されれば、ここに対テロの原則が明記されるのであろう。

②のテロリスト・テロ集団との対決回避は、指定制度の欠如という意味で挙げた。指定することで「敵」を明示することになるからである。これも『テロの未然防止に関する行動計画』の「今後検討を継続すべきテロの未然防止対策」の一つに掲げられているが、未実施である。

①の原則や②の指定制度を含めた包括的なテロ対策基本法あるいは反テロ法については、それが準備されていることがしばしば報道されてきたが、それらは関係機関内部からのリークである。⁽²³⁾だが議員の関心は相対的に低いままである。理由は簡単で、俗な言い方をすれば、テロ対策は企業の参入が相次ぐ成長産業とはいえまだまだ票にはならないからであり、そして何よりも国内で大規模テロが起きないからである。日本のテロ対策は、政治主導ではなく、官僚主導である。包括的な反テロ法策定の調整は省庁間で大変な手間がかかり、政治主導にならな

い点が、未だにこれらが実現しない一つの要因ではないだろうか。

③の力の行使（物理的な強制力）の抑制にも変わりはない。自衛隊が国内外でテロリストの制圧を行ったわけではないし、警察の実力行使が増えたわけでもない。警察官の威嚇的発砲すら問われる風土は変わっていない。力の行使の抑制は平和規範によるものと以前に書いたが、その規範は今でも働いている。

④の被害管理の重視は、未然防止や事件後の対処とは違って被害管理は政治的争点になりにくく、災害対処の性質があるから日本にとって取り組み易いという点を述べたものである。比較の問題でいえば、その後、『テロの未然防止に関する行動計画』を策定し、また警察法を改正して海外での邦人被害の事件にも捜査支援の体制を整えた点で、今や被害管理だけを重視しているわけではない。ただ同時に、関係機関の連携が常に意識され、部隊装備の改善が図られるなど、被害管理の効率が追求され続けていることも事実である。

⑤として、国際的な取り組みの遅さを以前に指摘したが、これは最近改善された。いまや日本は国連のテロ対策に忠実な一国となり、短期間のうちに、アジア・太平洋でのキャパシティ・ビルディング（対テロ能力向上）支援に最も熱心な国の一つとなった。日本が支援、提供するプログラムは多様であり、外務省やJICA（国際協力機構）が公表するものだけでも非常に多い。国際テロ関連条約の批准促進を目的にしたものや、CBRNテロのセミナーなど世界共通の懸念事項に理解を深める必須のものだけでなく、現地警察の長年にわたる実務支援（現場鑑識などの基本を含む）や、イスラム寄宿塾の教師を日本に招聘するプログラムなど、短期間に利を得るのではなく長期的な展望から取り組む地味なものも含まれている。

以上、五点の中で国際的取り組みだけは前節でも触れたように国際社会に呼応する形で変化した。国際社会で取り決めたことの多くは、一見すると軍事分野以外では日本の平和規範とか人権規範には抵触せずに実施できようであり、しかも国際社会における貢献という日本の外交路線にも適っている。しかし、実は細かくみていくと、

例えば安保理決議が要請しているようなテロ組織へのリクルート禁止（安保理決議一三七三の一項目）とかテロ行為の扇動禁止（同一六二四）のような措置は、日本の場合、結社や思想の自由に抵触しかねないので、手をつけにくい問題として残されている。

他に変わっていないのは共謀罪が成立しないことである。共謀罪を盛り込んだ組織的犯罪処罰法改正案は廃案を繰り返しており、思想・良心・結社の自由を不当に制限されるのではないかという野党や法曹界、刑法学者、市民団体等の懸念が与党の修正案、再修正案を生み出さざるを得なかった。日本はまた、テロ容疑者の拘束期間を特別に設けたりせず、通信傍受法の運用も極めて抑制されたままである（それ以前に、「テロ犯罪」というカテゴリーがない）。日本には「結社の自由」が一つの盾となり団体規制はしにくい。法的に団体規制をされているのはオウム真理教だけである（破防法は適用できずに、代わりに「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」を適用）。このような点を見ると、日本には依然として「人権規範」が抑制的に機能しているといえよう。

おわりに

以上述べてきたことをまとめる。九・一一以降、日本のテロ対策は特に未然防止と被害管理のフェーズで急激に進んだ。それは、直接的な脅威が存在し、それに対抗することになされたのではない。日本が採ってきた対策の多くは国連安保理決議の決定やその他国際機関などからの要請に基づくものである。日本が国際的な責務を果たそうとすれば、必然的に日本のテロ対策が各方面で強化されることになる。また、国内での大規模イベントや国民保護計画は、対テロ訓練を全国的に実施させ、たとえ実体的な脅威感が沸かなくても、テロを常に意識する環境がつくられている。

また、テロと関連付けられたり、テロを想起させてくれる問題領域が多く（拉致、大量破壊兵器拡散、国際組織犯罪、感染症など）、それらの政策を議論すると自然に「テロ」という言葉が出てくる。それら問題領域の研究者、実務家とテロの研究者が対話、協力する機会も増えた。特に注目すべきことは、九・一一以降、「安全・安心文化」が広く浸透したことである。このことによつて、テロ対策そのものが当然視される風潮が生まれ、しかも科学技術の研究開発で重点事項に位置づけられることで、科学者・技術者がテロ対策分野に参入してきた。

この「安全・安心文化」は、従来からの平和や人権という規範を凌駕したわけではない。総合的にみれば日本のテロ対策は依然として自己抑制されている。また、テロ対策が非常に複雑に入り組んで多面的に実施され、国際社会ではその重複が問題にさえなっているのだが、日本では政治主導にならないために自国の取り組みでさえも大局的な視点にたった整理がなされていない。テロ対処の原則や長・短期の目標、手段、優先順位などを記した「国家戦略」が存在しない状態がそれを物語っている。

最後に断つておきたいが、このように日本のテロ対策は特に未然防止と被害管理で大きな進展があったとはいえず、テロリストが真に挑戦してきた場合に撥ね返すことができるのか、それは別問題になる。課題は山積している。ただ本稿は政策提言を目的としたものではないため、ここでは触れない。

（二〇〇八年六月三〇日脱稿）

- （1） 宮坂直史「戦略文化と戦後日本のテロ対策」長谷川雄一編『日本外交のアイデンティティ』（南窓社、二〇〇四年一月）所収第五章、同「テロリズム対策における戦略文化——一九九〇年代後半の日米を事例として」日本国際政治学会編『国際政治』第一二九号「国際政治と文化研究」（二〇〇二年二月）、六一—七六頁。

- （2） 最近のテロ対策の進展と課題については、『警察政策 第一〇巻』（警察政策学会編集、立花書房、二〇〇八年三月）所収

の各論文が参考になる。

- (3) 国際テロ統計は各種あるが、メリーランド大学の Global Terrorism Database ないを参照せよ。 <http://www.start.umd.edu/data/gtd/>

現在は既に閲覧できないが世界で最も包括的なデータベースであった Memorial Institute for Prevention of Terrorism (MIPT) Terrorism Knowledge Base によれば、二〇〇七年の一年間に全世界で三四七九件のテロが発生したが、東アジアではゼロである。真にゼロであったかどうかは別にして(各国ともテロの捉え方が違うし、データベースに完璧はない)、毎年東アジアでのテロ件数は世界でオセアニアと並んで最も少ない傾向は変わらなかった。

- (4) 世界のほとんどの地域には地域機構などを受け皿としていわゆる反テロ協定が締結されているのだが、東アジアとオセアニア諸島地域にはそれがない。東アジアの反テロ協力は日韓会合などのように二国間のものが主になる。

- (5) 宮坂直史「テロリズムとテロ対策」大芝亮・藤原帰一・山田哲也編『平和政策』(有斐閣、二〇〇六年) 第一〇章所収。

- (6) これらの国民保護計画は「内閣官房国民保護ポータルサイト」で全文を閲覧できる。 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

- (7) 二〇〇八年六月三日、内閣の記者発表資料より。

- (8) 前掲資料。

- (9) 筆者の知る限り、東京都(二〇〇七年一月実施、放射性物質テロ)、神奈川県横須賀市(二〇〇七年二月実施、化学テロ)、長崎県佐世保市(二〇〇七年二月実施、着上陸侵攻による全市民避難の図上訓練)など。なお訓練内容の詳細は公開していない自治体がほとんどである。

- (10) 『日刊警察』(日刊警察新聞社発行) 二〇〇五年八月三日。

- (11) 本稿執筆時点で筆者は集計できていない。サミット関連のテロ訓練が全国的に実施されているのは、『日刊警察』(日刊警察新聞社発行)に連日のように記事が掲載されていることから明らかである。

- (12) 宮坂直史「日本はテロを防げるか」(筑摩書房、二〇〇四年)、五一頁。

- (13) 浅田正彦「国連安保理の司法的・立法的機能とその正当性」古谷修一「国際テロリズムに対する国連安保理の対応——立法的・行政的機能の拡大」いずれも『国際問題』(日本国際問題研究所、二〇〇八年四月) 所収。

- (14) 公安調査庁『国際テロリズム要覧二〇〇六』（非売品、全四六五頁）、一一―一四頁。
- (15) 『朝日新聞』二〇〇四年四月二四日。
- (16) 児玉桂子、小出治編著『安全・安心のまちづくり』『新時代の都市計画シリーズ第五巻』（ぎょうせい、二〇〇〇年）所収、板垣道子著第一章第一節、二―三、一二頁。
- (17) 本稿の科学技術政策に関する記述は『科学技術白書』各年度版を参照した。
- (18) 「安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会」報告書は全文三七頁からなる。http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/zenen/houkokoku/04042302/all.pdf#search（二〇〇八年五月三〇日アクセス）
- (19) 本稿で引用した内閣府の世論調査はすべて内閣府ウェブサイトで閲覧した。<http://www8.cas.go.jp/survey/>（二〇〇八年五月三〇日アクセス）
- (20) 『科学技術白書』平成一六年度版、五〇―五一頁。『朝日新聞』二〇〇四年一月二二日。
- (21) 『日刊警察』（日刊警察新聞社発行）二〇〇七年一〇月一五日。
- (22) 注（一）の拙稿、特に「戦略文化と戦後日本のテロ対策」。
- (23) 例えば『読売新聞』二〇〇三年一月二〇日、『産経新聞』二〇〇三年二月八日、『毎日新聞』二〇〇六年一月七日などが政府内からの情報提供に基づく記事。また、同様の趣旨の論説としては初代の外務省国際テロ対策担当大使、茂田宏氏の「国際テロ対策に新法制定を」『毎日新聞』二〇〇三年九月二一日〈発言席〉寄稿。